

第35回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年9月2日（金） 午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場 所 秋田市役所4階 会議兼応接室
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ（秋田市景観形成専門部会長）
 - 3 議事（議案第1号）
景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議
（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）
 - 4 その他報告事項
 - 5 閉会
- 4 出席委員 鎌田 光明 委員
片山 保 委員
奈良 美絵 委員
根田 絵美子 委員
相場 麻希子 委員
木越 養一 委員
半田 和彦 委員
葛西 誠 委員
澤田 享 審議会長 以上9名
- 5 欠席委員 石山 友美 委員
瓜田 智哉 委員 以上2名
- 6 事務局 藤田都市計画課長
菅生副参事
中村主席主査
佐藤主席主査
熊谷技師 以上5名

事務局 本日の会議は、半数以上の委員が出席しているため、秋田市景観形成専門部会設置規定第3条第2項の規定により、本会議は成立していることを報告する。
また、今回は審議会長がオブザーバーとして参加している。

議事録署名委員の選出

事務局 はじめに、議事録署名委員2名の指名をお願いします。

部会長 議事録署名委員2名については、相場委員と木越委員をお願いします。

両委員 ～了承～

3 議事

(議案第1号) 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議

事務局 (議案第1号)について説明

委員 先に中庭の屋根と雨樋を改修したいとのことだが、全体の中で中庭に面する部分の老朽化が著しいという理解でよろしいか。

事務局 そうである。中庭部分で雨漏りが発生しており、優先的に補修すると伺っている。

部会長 資料④のところで図面をお示し頂いているが、このほかに屋根伏図等あればお示し頂きたいが、もし作成に至っていないのであれば、今後審議会に通す際に添付してもらいたい。

事務局 図面については準備できていないが、今後、準備ができ次第添付していくこととする。

委員 今回、建物全体工事する中の着色された部分を市が補助するということなのか、あるいは今回この部分のみ工事し補助するということなのか。

事務局 今年度は、資料④で示した部分のみの工事になり、来年度はその他の部分を工事することとなる。

委員 そうなると全体のリフォームに対する補助という考え方になるのではないか。

事務局	<p>申請者からは屋根面の全面改修についてのご相談をいただいている。しかしながら、本助成制度の特徴と、全面改修による申請者の経済的負担も含め、今年度優先して改修する範囲を決定した経緯がある。</p> <p>残りの部分についても老朽化が著しいことから、来年度も事前協議書を頂いて、再度委員の皆様にお示し、審議を経て承認が得られれば補助金を助成していきたいと考えている。</p>
部会長	<p>来年度、再来年の計画がわかればお示し頂きたい。</p> <p>また、この補助事業の概要に関し、何年度まで補助可能なのか今一度お示し頂きたい。</p>
事務局	<p>改修の予定については、基本的には屋根のみの改修で、全体の屋根の改修金額をお示ししていないが、全体で1,500万円程度かかると伺っている。</p> <p>今回は予算の関係上、一部分の改修費用になる。</p> <p>こちらの資料⑧にある建物本体に要する修理、改修については限度額300万円になる。例えば、全体費用600万円のうち市が300万円を負担するので、残りの300万円は自己負担してもらうということとなる。上限が300万円なので、当然それを超えた部分については自己負担が増えていくこととなる。</p> <p>板塀などの外観修景については上限200万円となるが、板塀は老朽化が進んでいないことから計上していない。このほか、設計にかかる費用で50万円の補助もあり、市からは上限550万円の補助が受けられることとなる。</p> <p>補助金の規定では、単年度で550万円を受けることも可能であるほか、10年間に10回に分けて受けることも可能である。</p>
部会長	<p>申請者は来年度で終わらせるのか、それとも再来年度で終わらせようとしているのか。</p>
事務局	<p>申請者からは、なるべく短期間で終わらせたいという要望を聞いている。しかし、施工面が広範囲に渡ることと、経済的な負担も含め、もしかすれば来年度も部分的に行わざるを得ないとも伺っている。</p>
委員	<p>全体計画と今回の申請内容について図示してくれた方が資料の作り込みとしてわかりやすい。</p>
事務局	<p>次回から資料の作り込みを検討していきたい。</p>
委員	<p>補助金を認めるか認めないという観点では認めても良いと思っているが、直接景観に寄与する補助にはならないと思うが、建物を守るという観点では、是非補助すべきだと考える。</p>

部会長	<p>こういった議論に挙がってきた経緯、こういったチェック項目を経て歴史的建造物として認められるのか考え方をお聞かせ頂きたい。</p>
事務局	<p>対象物件が挙がってきた段階で市がチェックリストに基づき審査している。チェックする項目は9つある。</p> <p>1つ目としておおむね昭和20年までに建築されたものであるかについては、登記記録等から大正9年に建築されたことを確認している。</p> <p>2つ目として当該物件は、大正9年に建築されたことが確認できたことと秋田県で実施した近代和風建築総合調査において2次対象物件になったということで歴史のある建物であることが確認している。</p> <p>3つ目として公衆の場所から容易に望見出来ることについては、県道に面していることに加え、祭りのメインの通りであることから、多くの方々から望見することが可能となっている。</p> <p>4つ目として地域のランドマークなのかという点では、当時寺町で営業していたが、俵屋火事があって現在地に移転しており、秋田市の発展とともにこの申請者建物が存在していること、天皇が訪問されたこと等秋田市民であれば知らない人はいないのではないかと認識から評価している。</p> <p>5つ目として文化財の有無については、文化財指定はされていないことを確認している。</p> <p>6つ目として伝統的な技法かどうかについては、内部を確認した際、和室の造り等を確認させて頂いている。</p> <p>7つ目として日常的に使用されているか否かについては、現在も営業し住居としても使用していることを確認している。</p> <p>8つ目として老朽が著しくなく原形を止めているかについては、修復可能なことから問題ないと判断している。</p> <p>9つ目として、申請者から今後も継続して営業していく意思を確認している。</p> <p>以上のことから、申請された建造物は問題なしと考える。</p>
委員	<p>仮に、コロナ禍の影響等により、料亭の営業を一時的に停止したりすることで、自宅として使用することとなっても助成対象となるという認識で良いか。</p>
事務局	<p>補助対象の要件として日常的に使用されていないものについては補助対象とならない。仮に料亭として使用されなくなったとしても住居として使用されるのであれば補助対象となる。</p>
部会長	<p>以前、新屋の建造物の件では、他の業者さんから見積を徴収したと聞いている。今回は相見積など取っているのか。</p>
事務局	<p>相見積は取っていないが、その見積の精査については、庁内の建築課に依頼し単価の妥当性の確認を取っている。また、県の営繕単価と比較してそれほど差が</p>

ないことから問題なしと判断している。

部会長 委員Aご意見はあるか。

委員A 長年に渡り同窓会でこちらの建物を使用しており、歴史的建造物としてその良さをよく知っている。是非残してもらいたい。

部会長 委員Aのご自身の体験から、この建造物が親しまれて、地域のランドマークになっていることを確認することができ大変参考となった。
委員Bほかにご意見はあるか。

委員B 同じく残して行ってほしいと思う。

部会長 委員Cご意見はあるか。

委員C 私も重要な建物という認識でいる。

部会長 委員Dご意見はあるか。

委員D このような建物を残すことが大切であると認識している。
建物自体を残すためにはどうすれば良いか、長く持たせるためにはどうすれば良いかということをも市としても考えていかないといけないと思う。維持保全について個人で考えることは難しい。

部会長 審議会長ご意見はあるか。

審議会長 屋根の下地が腐食している可能性もあるため、剥がして腐食具合を確認すべきである。場合によっては改修方法が変わってくることもあり得る。

部会長 補助が限度額に到達し終了した場合、再度、10年間の中で同一の建造物に対して継続して補助することは要件として可能か。

事務局 補助要件では想定していないが、同一の建造物に対して限度額までしか助成できないと認識している。限度額を超えた継続は現時点では考えていない。他都市の助成制度等の情報収集していきたい。

部会長 今回、ガルバリウム鋼板を使用しているが現状はトタンではないか。例えば、最近は屋根の素材についてSGLを使用することもある。経済性や耐久性からガルバリウム鋼板を選定したと考えられるが、さまざまな素材がある中から選定した理由は何か。また、色彩だが現状の緑色の屋根の復元について、古建

築の専門家としての立場からご意見をお聞かせ頂きたい。

審議会長

最近の改修については文化財でもガルバリウム鋼板を使用している。
昔ながらの銅板を使用したいところだが、雪国であること、経済性を考えるとガルバリウム鋼板でも問題ない。また、これまでの屋根補修により現状の緑色になったとも考えられるが、色彩については、現状の色に近づけるよう検討してもらいたい。

事務局

屋根の色彩については、申請者に伝えさせて頂く。

部会長

ほかにご意見等なければ、対象となる歴史的建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象行為の基準に適合するという事によろしいか。

各委員

～ 異議なし ～

部会長

各委員から異議なしということで、事前協議の建造物は承認とする。
承認された「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議については、その旨を審議会会長に書面にて報告する。
議事については、以上である。
会議の進行を事務局へお返しする。

事務局

これをもって本日の景観形成専門部会を終了する。